

令和7年度外国人材採用・定着支援業務企画提案募集仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度外国人材採用・定着支援業務

2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の目的

本県では、少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、県内企業においては事業を支える人材の確保が課題となっている。また、今後、人口減少に伴う国内市場の縮小や更なるグローバル化の進展を見据え、海外市場に活路を見出す企業が増加している。

本業務は、より一層の外国人材活用・活躍を促進するため、外国人材と県内企業の交流機会の創出とマッチングを行うことで、県内産業の維持・活性化を図るものである。

5 本業務の支援対象

(1) 企業等

外国人の採用に関心のある県内企業等で、ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第1項各号に規定する次に掲げる業種に属する中小企業を主な対象とする。

なお、次に該当しない企業等であっても、外国人の採用に関心がある場合は、本業務の対象に加えることができるものとする。

イ 食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業

ロ 機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

(2) 外国人材

(1) に掲げる企業等への就職を希望する国内外の外国人（以下「外国人材」とする。）を対象とする。

6 業務内容

(1) 企業等と外国人材のマッチング

イ 外国人材の採用に関心のある企業等にアプローチするとともに、企業等への就職を希望する外国人材とのマッチングに必要な企業情報や求人情報等を整理、掲載した「企業バンク」を構築する。

ロ 外国人材を募り、企業等とのマッチングに必要な求職者情報等を整理、掲載した「外国人材バンク」を構築する。この「外国人材バンク」には、令和7年度現地人材サポート体制構築業務により設置する「宮城県キャリアサポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）から提供された外国人材の情報を含むものとする。

- ハ 「外国人材バンク」に登載される求職者情報にアクセスし、「企業バンク」に登載されている求人情報とのマッチング（職業紹介に該当する業務を含む）を行う。
- ニ サポートセンターに寄せられた求職者からの相談のうち、企業等を対象とした職業紹介を求めるものについて、これを受け付け、在留資格等入国に必要な要件を確認した上で、「企業バンク」に登載されている求人情報とのマッチング（職業紹介に該当する業務を含む）を行う。
- ホ 外国人材への企業等情報の提供を通じ「外国人材バンク」の充実を図るため、「企業バンク」に登載される情報のうち必要なものをサポートセンターと共有する。
- ヘ 各バンクに登載する項目及びサポートセンターとの情報連携等の詳細は発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

(2) 相談窓口の設置

- イ 外国人材活用の検討から、採用、育成、定着に至るまでの企業相談及び外国人からの「就職活動の困りごと」等に関する相談に対応するための窓口を設置する。
- ロ 相談には電話、メール等を使用するほか、来所及び訪問により対応する。
- ハ 言語については、日本語及び英語で対応するとともに、その他言語についても可能な範囲で対応する。対応可能な言語については提案すること。
- ニ 相談窓口は受注後速やかに開設し、平日は常時開設する。
- ホ 相談の受付・回答は、原則午前9時から午後6時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）とする。なお、メール及びSNSツール等による相談受付は24時間可能とする。
- ヘ 相談窓口は受注者の事業所内等に設置し、専用ダイヤルを準備すること。

(3) 企業向けセミナーの実施

- イ 県内企業を対象に、外国人材の採用・受入・定着に向けたセミナーを実施する。
- ロ 内容・回数・方式（オンライン、対面の別）については提案によるものとする。
- ハ 本セミナーの内容は下記（5）特設ホームページに掲載し、常時閲覧できるようにする。
- ニ 実施会場または配信環境は、受注者において選定及び確保する。
- ホ 本セミナーへの参加人数の目標数は提案によるものとする。

(4) 外国人材向けセミナーの実施

- イ 外国人材を対象に、県内企業への就職促進を目的として、日本のビジネスマナーや日本企業への就職活動等に関するセミナーを実施する。
- ロ 内容・回数・方式（オンライン、対面の別）については提案によるものとする。
- ハ 実施会場または配信環境は、受注者において選定及び確保する。
- ニ 本セミナーへの参加人数の目標数は提案によるものとする。

(5) 特設ホームページの運用及び業務の広報

- イ 本業務の効果的な運営に資する特設ホームページを作成・運営する。そのほか、必要に応じてPRチラシやSNS等を活用して効果的な事業の広報を行う。
- ロ 特設ホームページは、見やすさ、検索されやすさ、情報の速さを重視して作成・運営す

ることとし、外国人材採用に興味にある企業を取りこぼさないような工夫をすること。また、確実な情報更新を行うこと。

- ハ 特設ホームページは県内企業向けページと、外国人材向けページを作成する。外国人材向けページは5か国語（日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語（繁体字））に対応させ、現地人材からもアクセスできるようにすること。

(6) 外国人材の採用・定着に向けた独自提案

イ 外国人材と県内企業の交流機会の創出に向けた独自提案

外国人材と県内企業の交流機会の創出につながるよう事業者のノウハウを活かした独自の企画の提案をすること。

例：交流会・企業訪問ツアーの実施

ロ 外国人材と県内企業のマッチングに向けた独自提案

外国人材と県内企業のマッチングにつながるよう事業者のノウハウを活かした独自の企画の提案をすること。

例：インターンシップ・合同企業説明会の実施

ハ その他

イ及びロの提案に当たっては、海外の外国人材のほか、国内の留学生向けの提案を含めること。

7 業務報告及び成果品

(1) 業務実施状況報告書

毎月10日までに、前月に実施した業務について、以下の内容に関して、業務実施状況報告書を作成し、発注者へデータで提出し、報告する。

イ 事業の詳細として、アプローチ先企業、個別マッチング状況、イベント実施状況、その他発注者が指示する内容。

ロ 本事業に参加した外国人材及び企業の数及び属性（在留資格、所属校、企業名、業種等。）

ハ 「外国人材バンク」及び「企業バンク」の更新状況。

ニ ホームページへのアクセス数、セミナーの閲覧数等のデータ。

ホ 令和8年3月に実施した事業は下記7（2）に掲載する。

(2) 業務完了報告書

令和8年3月31日（火）までに、委託期間中に実施した全ての業務について、以下に留意の上、業務完了報告書を作成し、発注者へ提出する。

イ 前記7（1）において掲載した情報を包括して掲載する。

ロ 各業務における実施状況、実績、得られた知見を明示する。

(3) 成果品

令和8年3月31日（火）までに、成果品として、以下データを発注者へ提出する。提出方法は、発注者と調整の上決定する。

イ 「外国人材バンク」及び「企業バンク」の登録データ

ロ 本業務で実施したアンケート等の集計結果データ

8 委託業務の履行場所

宮城県内

9 その他

- (1) 上記業務内容の実施にあたっては、他団体等が実施する外国人就職支援に関する業務との連携を図り、各業務の目的や内容を踏まえ、年間を通して計画的、効果的に実施すること。
- (2) 受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (3) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (4) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (5) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (6) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。
- (7) 新型コロナウイルス等の影響により業務が実施できない場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じて代替策を実施すること。